大災害時における
福祉用具の地域連携マニュアル

大災害時における
対策と対応について

第１版

平成29年1月
制定

一般社団法人 日本福祉用具供給協会

はじめに

２０１１年3月１１日に発生した東日本大震災では、東北から関東地方にいたる広域な範囲に甚大な被害を及ぼし、高齢者を含めた多くの方々が自治体の指定する避難所や仮設住宅での長期に渡る生活を余儀なくされました。広域に散在する各避難所でADLが容易に低下する状況の中では『福祉用具のニーズの特定』と『供給手段の確保』に非常に苦慮いたしました。

会員各社におかれましては、大規模災害時にあって自らも被災者であるにもかかわらず、必要な物資の把握及びその迅速な供給という使命遂行に全力を尽くして頂きましたが、想定外の物流ネットワークの寸断やガソリンの不足等により、事業活動に深刻な影響が生じたため、充分に福祉用具を供給することが出来ずに大変辛い思いをされたとも聞いております。

東日本大震災以降も熊本地震の発生や、集中豪雨、大雪による被害など、近年の我が国は自然災害と隣り合わせの状況にあります。事前の予測も難しく、今後も自然災害の発生リスクは高まっていると考えざるをえません。

上記のような現状を踏まえ、被災地域における要援護者の方々に対して、災害対応が円滑に行われるように、基本的な考え方や実施方法について、自治体担当部署や地域包括支援センターとの連携と福祉用具の支援のあり方について考え方と支援手順を「大災害時における福祉用具の地域連携マニュアル」として取りまとめました。

また、全国組織というネットワークを生かし被災地域における「福祉用具等物資の供給等協力に関する協定」について、ご要請のありました多くの自治体と締結をしております。締結致しました自治体とは防災訓練への参加等、平常時より積極的に連携を図っております。

被災地域での被害を最小限に食い止め、必要な時に必要な福祉用具を必要とされている方に供給できますよう、本書が各地域で各関係者の方々に最大限に活かされることを祈念いたします。

最後になりましたが、本書作成にあたり、大変御尽力いただきました災害対策委員会ならびに災害対策委員会作業部会の委員の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成２９年1月

一般社団法人日本福祉用具供給協会

理事長　小野木　孝二

目 次

はじめに 1

1 一般社団法人日本福祉用具供給協会並びに会員各社がなすべきマニュアルについて 4

2 大災害の定義 4

3 災害支援活動の地域連携の基本的な考え方 5

4 災害対策本部の設置について 5

5 大災害発生時の地域連携対応手順 6

1 会員各社（事業所単位）

a 平時から準備しておくこと 6

❶地域の関係組織との連携、防災状況の確認　❷避難場所等の確認
❸会員間の連絡方法の取決め　❹福祉用具提供を想定した訓練

b 発災当日～3日間（応急期） 7

❶身の回りの被害状況の確認　❷避難所の設置状況の確認
❸利用者・会員の安否確認と事業継続性の確認
❹地域包括支援センター等、地域関係組織との連携

c 発災4日目～　（応急期～復旧期） 7

❶福祉避難所の開設状況の把握　❷要請に基づく支援物資の搬送と設置・適合
❸設置後のフォロー　❹物資の代金処理

2 ブロック（地域の会員）及びブロック長

a 平時から準備しておくこと 8

❶地域の関係組織や協会本部との連携、防災状況の確認　❷避難場所等の情報の共有
❸ブロック内や近隣ブロック・支部間の連絡方法の取決め
❹通行許可証の事前申請方法・発行部署の確認　❺福祉用具提供を想定した訓練

b 発災当日～3日間（応急期） 9
❶ブロック内の被害状況の確認　❷避難所の設置状況の確認
❸会員企業の安否確認　❹前線災害対策本部の設置判断
❺地域包括支援センターとの連携　❻通行許可証の申請
c 発災4日目～　（応急期～復旧期） 10
❶福祉避難所の開設状況の把握　❷必要物資の要請状況の把握と手配
❸必要物資の搬入振り分け　❹自治体へ必要物資の設置報告
❺物資の代金処理

3 基幹災害対策本部（日本福祉用具供給協会本部又は東北支部）

a 平時から準備しておくこと 11
❶関係組織との連携　❷賛助会員の物資供給の把握
❸会員・ブロック・支部の連絡方法の確認　❹福祉用具提供を想定した訓練の支援
b 発災当日～3日間（応急期） 12
❶被災地の被害状況の確認　❷避難所の設置状況の確認
❸会員の安否確認　❹自治体の災害対策本部の設置状況の確認
❺基幹災害対策本部の設置判断　❻前線災害対策本部との連携
c 発災4日目～　（応急期～復旧期） 13
❶要請に基づく支援物資の手配・確認　❷ブロックへ物資の代金支払い指示

6 自治体との協定締結について 13

7 マスコミ対応 16

資料編 17

1 一般社団法人日本福祉用具供給協会並びに会員各社がなすべきマニュアルについて

本マニュアルは、一般社団法人日本福祉用具供給協会に加盟する会員各社が大災害時において地域と連携した福祉用具等物資の供給協力をすることをもって、復旧・復興を支援し罹災地に対する社会的貢献を履行すべき行動や手順を簡略に示しています。大切な点は、報告・連絡・相談を欠かさず、かつ速やかに行っていただくことです。他支部・ブロックへの支援要請の必要性を判断する上でも、会員各社より状況をできるだけ詳しく報告いただくことが非常に重要となります。

また、支部・ブロックは毎年9月1日の防災の日を中心に可能な限り自治体と協同して災害訓練に参加し、『福祉用具等物資の緊急配送体制の構築／確認』と『地域の関係組織との連携体制の構築／確認』をするよう取り組んでください。

2 大災害の定義

① 大震災	震度6弱以上の揺れによる地震災害
② 大規模な火災・風水害・雪害	広範な火災、台風、雪害等による地域インフラが壊滅的被害に陥った場合
③ 大震災の切迫	首都直下地震、東海地震、東南海地震、南海地震等の地震予知情報が発表された場合、災害の規模がどのようなレベルで対策の対象とするかの判断が難しいため、まず災害が発生した時点で当該被災地の各都道府県支部・ブロックに状況確認を行い、即時に対策本部を設置することを最優先とし、その後、必要性が認められない場合は速やかに解散させることで、不測の事態に対する事前対応を優先させます。

3 災害支援活動の地域連携の基本的な考え方

一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下、「協会」）の地域連携マニュアル（以下、「マニュアル」という）は、地震等の災害が起きた時に、被災地域における要援護者に対する災害対応が円滑に行われるように、基本的な考え方や実施方法について、自治体担当部署（危機管理課、総務課、高齢者福祉課等自治体によって異なる）や地域包括支援センターとの連携と福祉用具の支援のあり方について考え方と支援手順を取りまとめたものである。

一般社団法人日本福祉用具供給協会の会員企業（以下、「会員」という。）、ブロック、協会として、各組織がどのような役割分担をして活動すればよいか、時系列での整理を行っています。

熊本地震でも、被災後の避難所や福祉避難所での要援護者の生活支援が問題となっていました。被災要援護者の避難所生活における福祉用具の果たす役割は重要になってきます。

4 災害対策本部の設置について

災害時は、ブロック単位において以下の災害対策本部を設置する。

① 前線災害対策本部（ブロック単位）	罹災地において被災状況を把握し、基幹災害対策本部に対し情報提供を行う。緊急配送車両の登録、ニーズの把握を行う。協定に基づく商品の手配・配送を行う。
② 基幹災害対策本部（協会本部）	前線災害対策本部の要請により協定に基づかない物資等の手配を行う。複数のブロックに跨る災害時の連絡調整を行う。 ※首都圏直下型地震が発生した場合、東北支部に基幹災害対策本部（東北）を設置する。

5 大災害発生時の地域連携対応手順

1 会員各社（事業所単位）

a 平時から準備しておくこと

❶地域の関係組織との連携、防災状況の確認

災害時に最も重要になるのは、地域の関連組織の事前把握や関係作りです。日常業務において、担当している利用者の地区の地域包括支援センター等への挨拶を行い、そして緊急時には遠慮無く連絡ができるといった顔の見える関係作りが大切です。可能であれば、地域の関係組織の連絡先及び緊急連絡先などを複数把握しておくと良いでしょう。

また、地域の防災活動や備蓄庫や備蓄品などの把握も大切です。把握することで、地域の防災の考えや不足品などを事前に把握し、提案することや災害時に行動することができるようになります。

❷避難場所等の確認

担当地域の被災時の避難場所や避難経路・避難方法等を含めた地域の防災情報を地域包括支援センター等の窓口から事前に確認しておいてください。これらの活動を通じ、いざという時にどこと連絡を取ればよいのかが把握できることに繋がります。

特に、福祉避難所の管理部署とは必ず情報連携が取れるように日ごろから連携を心がけてください。福祉避難所開設後に、介護保険の利用者が避難する可能性が高いです。

❸会員間の連絡方法の取決め

災害時には、活動する会員も被災者となる場合があります。会員企業内の従業員並びにその家族や会員企業間の被災状況を確認し、事業継続性や支援がどの程度可能か見極めるためには、それぞれの連絡網を整備し、連絡方法を定めておく必要があります。

❹福祉用具提供を想定した訓練

災害時に福祉用具の提供を適切に行うためには、日ごろからの訓練が重要になります。

会員企業内での災害を想定した自己防災訓練や地域の防災訓練へ参加するなど、繰り返し訓練しておくと災害発生時の落ち着いた対応に繋がります。また、訓練を通じて、事前に準備しておいたほうが良い事項等も見えてきます。特に、福祉避難所の管理組織等と避難者リストの情報提供などを含め訓練をしておくと対応しやすくなります。

b 発災当日～3日間（応急期）

❶身の回りの被害状況の確認

まず、自分や家族の安全を確保し、身の回りの状況から災害状況を確認します。

❷避難所の設置状況の確認

自治体の災害対策本部の設置状況や避難所の開設・場所等の状況を確認します。

❸利用者・会員の安否確認と事業継続性の確認

会員企業内の被災状況の確認を行い、事業所内の人的被害・建物被害・ライフライン被害・福祉用具など供給物資被害などを取りまとめ、ブロック長へ報告します。また、事業継続や福祉用具供給支援がどの程度可能かも確認し、報告しましょう。

❹地域包括支援センター等、地域関係組織との連携

地域包括支援センターと情報を共有し、災害時要援護者がどの程度・どの場所にいるのかなどを把握しておきます。特に、福祉避難所の管理部署とは必ず情報連携を取るようにしてください。

c 発災4日目～（応急期～復旧期）

❶福祉避難所の開設状況の把握

地域包括支援センターと情報を共有し、福祉避難所の開設状況や災害時要援護者がどの程度いるのか、どのような状況（心身状況・介護状態・機器）にあるのかを事前に把握しておきます。

❷要請に基づく支援物資の搬送と設置・適合

自治体からの「福祉用具等物資供給要請書」に基づき（ブロック長とりまとめと指示）、福祉用具等支援物資を指定場所（避難所等）に搬送し、設置します。設置時には、電源が必要な機器の場合は、前もって要請場所に確認を入れておくとスムーズな設置に繋がります。設置後は、適合と使用説明を使用者並びに家族・介護者に行い、適切に使用ができることを確認します。引上げ・移設などの連絡先を設置場所の責任者に伝えることを忘れないでください。また、設置場所や製造番号等の識別番号を記録し、『何が』『どこに』『いつ』『誰に』『誰が』設置したかなど、後日追跡ができる情報を記録し、会員企業でとりまとめ、ブロック長へ報告します。必要に応じて、地域包括支援センターとも設置の報告を行うとなおよいでしょう。

❸設置後のフォロー

設置後、心身状態の変化による再適合や避難場所の移動などフォローを行います。

引上げ・移設などが生じた場合は、その旨記録を残して処理し、地域包括支援センターやブロック長との連携を行います。

❹物資の代金処理

供給にかかった費用請求をブロック長に行います。支払い期日については各自治体との協定に基づき決定します。(流れ:会員企業→ブロック長→自治体)

※災害発生時の対応フローを参考資料④−1(30ページ)に、災害発生時の対応チェックリストを参考資料⑤−1(33ページ)に添付。

2 ブロック(地域の会員)及びブロック長

a 平時から準備しておくこと

❶地域の関係組織や協会本部との連携、防災状況の確認

自治体の高齢者・障がい者福祉部門、防災担当部門を含めた地域包括支援センターと災害時の取り組みについて協議し、お互いの役割や連絡方法を確認しておきます。また、防災訓練や防災の在り方・保管物資なども確認しておくと、いざというときに対応しやすくなります。

特に、福祉避難所の管理部署とは必ず情報連携を取るようにしてください。

また、協会本部との災害時携帯電話等の通信手段を確認しておきます。物資供給後の請求・支払い条件等をブロック内の会員企業と事前に整備しておきます。

❷避難場所等の情報の共有

ブロック内の被災時の避難場所や避難経路・避難方法等を含めた地域の防災情報をブロック内の会員企業及び協定締結自治体から事前に確認しておいてください。これらの活動を通じ、いざという時にどこと連絡を取ればよいのかが把握できることに繋がります。

❸ブロック内や近隣ブロック・支部間の連絡方法の取決め

ブロック長は、ブロック内の会員企業や近隣ブロック・支部間との連絡先や連絡方法・流れを事前に定めておく必要があります。その際、連絡先及び緊急連絡先などを複数把握しておくと良いでしょう。

事前に、ブロック内での専門的要請時の対応方法・手順を策定(派遣エリアの設定等)しておきます。

●一 般 要 請:衛生用品、おむつ、食事用品等汎用性のある物資要請
会員企業在庫状況、賛助会員企業在庫状況を踏まえて供給する。

●専門的要請:身体状況を加味しなければならない物資要請
会員企業在庫状況、賛助会員企業在庫状況を踏まえて配送する。
また、適合確認の為に専門相談員等を現地へ派遣する。

❹通行許可証の事前申請方法・発行部署の確認

事前に、通行許可証の事前申請（審査）の可否及び、通行許可証の申請／発行部署を確認しておいてください。（通行許可については、協会名義で県単位に事前申請（審査）が可能な場合があります。）

❺福祉用具提供を想定した訓練

災害時に福祉用具の提供を適切に行うためには、日ごろからの訓練が重要になります。

ブロック内での災害を想定したブロック内の会員企業での防災訓練や協定締結自治体の防災訓練へ参加するなど、繰り返し訓練しておくと災害発生時の落ち着いた対応に繋がります。また、訓練を通じて、事前に準備しておいたほうが良い事項等も見えてきます。

特に、福祉避難所の管理組織等と避難者リストの情報提供などを含め訓練をしておくと対応しやすくなります。

b 発災当日～3日間（応急期）

❶ブロック内の被害状況の確認

ブロック内の会員企業の安全を確保し、会員企業の状況報告やマスコミ情報から災害状況・規模を確認します。

❷避難所の設置状況の確認

自治体の災害対策本部の設置状況や避難所の開設・場所等の状況を確認します。

❸会員企業の安否確認

ブロック会員企業内の被災状況の確認を行い、ブロック企業内の人的被害・建物被害・ライフライン被害・福祉用具など供給物資・車両被害などを取りまとめ、協会本部へ報告します。また、事業継続や福祉用具供給支援がどの程度可能かも確認しておくと、近隣ブロックや支部への応援要請の判断が速くなります。

❹前線災害対策本部の設置判断

前線災害対策本部（ブロック）とは

罹災地において被災状況を把握し、基幹災害対策本部に対し情報提供を行う。

緊急配送車両の登録、ニーズの把握を行う。協定に基づく商品の手配・配送を行う。

基幹災害対策本部（協会本部）とは

前線災害対策本部の要請により協定に基づかない物資等の手配を行う。
複数のブロックに跨る災害時の連絡調整を行う。
首都圏直下型地震が発生した場合、東北支部に基幹対策本部（東北）を設置する。

ブロックごとに、ブロック長は前線災害対策本部の設置の必要性を判断します。前線災害対策本部はブロック長事務所に設置し、自治体と基幹災害対策本部に報告します。

❺地域包括支援センターとの連携

ブロック内の会員企業や地域包括支援センターと情報を共有し、災害時要援護者がどの程度・どの場所にいるのか、福祉避難所の開設予定場所などを把握しておきます。支援物資供給に必要な車両の燃料補給地点等も把握しておくと、スムーズな供給に繋がります。

❻通行許可証の申請

福祉用具など供給物資供給をスムーズに行うために、必要に応じて警察署へ通行許可申請を行います。

C 発災4日目～（応急期～復旧期）

❶福祉避難所の開設状況の把握

福祉避難所の開設状況や収容規模、供給に必要な交通を含めたライフライン等を確認しておきます。

❷必要物資の要請状況の把握と手配

自治体からの要請状況を把握します。物資等の手配は、全容把握の為、ブロック長経由で機関対策本部への依頼を原則とします。なお、ブロックでは供給の可否について確認が取れない場合は基幹災害対策本部へ相談します。

自治体（協定締結先）からの要請について

原則として協定書を締結した自治体からブロック長に福祉用具等の供給依頼が書面(メール又はFAX)で届きます。なお、通信状況や緊急度合いなどによって、電話での口頭要請や会員企業への直接要請もあり得ますので、その際は各位での対応をお願いします。

自治体から書面による『要請項目』		
	❶ 要請年月日	❹ 要請数量
	❷ 要請期間	❺ 搬入希望場所
	❸ 要請品目	❻ 供給形態の確認（販売・貸与等）

自治体への書面による『回答事項』	❶ 回答年月日 ❷ 供給可能数 ❸ 搬入場所 ❹ 搬入方法 ❺ 担当者及び連絡先 注）供給数量・搬入方法等、措置の状況に変更が生じた場合は、速やかに連絡・対応してください。

❸必要物資の搬入振り分け

事前に策定した、ブロック内での専門的要請時の対応方法・手順に従い、「福祉用具等物資供給要請書」を基に福祉用具等をブロック内会員企業へ振り分けます。振り合分ける際は、『いつ』『何を』『どこに』振り分けたかを記録に残し、設置報告と照合できるようにしておきます。

❹自治体へ必要物資の設置報告

ブロック内の会員企業からの設置報告を取りまとめ、要請のあった自治体や基幹災害対策本部へ設置の報告を行います。搬入振り分け記録と設置記録を照合し、スムーズな供給ができているかを管理します。

❺物資の代金処理

協会名義で供給にかかった費用請求を協定締結先自治体と行います。支払い期日については各自治体との協定に基づき決定します。（流れ：会員企業→ブロック長→自治体）

事前に取り決めた、ブロック内の会員企業と請求・支払い条件等に応じて会員企業へ支払いをします。

※災害発生時の対応フローを参考資料④－２（３１ページ）に、災害発生時の対応チェックリストを参考資料⑤－２（３４ページ）に添付。

3 基幹災害対策本部（日本福祉用具供給協会本部又は東北支部）

a 平時から準備しておくこと

❶関係組織との連携

協定締結先の災害時の取り組みについて情報を取りまとめ、ブロック長や支部等お互いの役割や連絡方法を確認しておきます。また、災害時の通信手段として、携帯電話（PHS）の使用を確認しておきます。災害時携帯電話（PHS）は事務局次長と、基幹災害対策本部（東北）に配布します。

首都圏直下型地震が発生した場合は、東北支部に基幹災害対策本部（東北）を設置します。その為の情報等の内容・手段等を事前に協議しておきます。

❷賛助会員の物資供給の把握

必要物資の要請時に、スムーズに対応するため、事前に供給元（賛助会員）の連絡網を整備します。（連絡先・担当者・可能数・出荷拠点　等）

❸会員・ブロック・支部の連絡方法の確認

災害発生時でも連絡が取れるようにするため、会員・ブロック・支部の連絡方法を確認しておきます。

❹福祉用具提供を想定した訓練の支援

災害時に落ち着いた対応をするためには、訓練は欠かせません。会員・ブロック・支部の福祉用具提供を想定した訓練の支援を行い、災害時の対応に備えます。

b 発災当日～3日間（応急期）

❶被災地の被害状況の確認

会員企業やマスコミの情報から被災地の災害状況や規模を確認します。

❷避難所の設置状況の確認

会員企業や自治体・マスコミの情報から避難所の設置状況や場所等の確認を行います。

❸会員の安否確認

ブロック長から会員企業の被災状況の報告を受けます。人的被害・建物被害・ライフライン被害・福祉用具など供給物資・車両被害など確認します。また、事業継続や福祉用具供給支援がどの程度可能かも確認しておくと、近隣ブロックや支部への応援要請の判断が速くなります。

❹自治体の災害対策本部の設置状況の確認

自治体の災害対策本部の設置状況と連絡網を確認します。

❺基幹災害対策本部の設置判断

『大震災』や『大規模な火災・風水害・雪害』『大震災の切迫』が発生した場合、基幹災害対策本部の設置を判断します。

❻前線災害対策本部との連携

前線災害対策本部と情報の連携を取り、複数のブロックに跨る災害時には連絡調整を行います。

前線災害対策本部の要請により協定に基づかない物資等の手配をスムーズに行うために、密に連携を行います。

C 発災4日目～（応急期～復旧期）

❶要請に基づく支援物資の手配・確認

ブロック長からの物資要請に基づき、物資を手配します。

※手配は、ブロック長経由を原則とします。

※ブロック内で手配可能なものは、ブロック内で手配します。

設置後の状況報告を前線対策本部から受け、スムーズな供給が行えているかを管理します。ブロックでの供給が困難な場合は、近隣のブロックへ依頼します。

❷ブロックへ物資の代金支払い指示

本部手配物資の場合、取りまとめブロック長へ費用報告を行います。支払いはブロックが供給元へ直接支払います。

※災害発生時の対応フローを参考資料④－３（３２ページ）に、災害発生時の対応チェックリストを参考資料⑤－３（３５ページ）に添付。

6 自治体との協定締結について

1 協定とは

地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資を確保することに関して必要な事項を定めたもの。

2 協定締結までの一般的な流れ

①ブロック内で協定受け入れのための事前確認

②先方自治体との打合せ

③協定書内容の双方確認、確定

④協定締結

3 ブロック内での協定受け入れのための事前確認

協定締結後、締結先自治体との直接窓口はブロックとなります。そのためにブロック内で協定受入れのための事前確認を行っていただく事は大変重要です。主に以下内容について事前確認をします。

❶『大災害時における福祉用具の地域連携マニュアル』の内容確認

本マニュアルでは、一般的な締結書式や対応手順など概要がわかるようになっています。ポイントとしては以下の通りです。

1 協定が発効する大災害の定義づけをしています。実質、自治体が避難所を開設した段階で協定が発効します。

2 災害時は基本的にブロックが主体となって対応を行います。広域の災害となった場合は被災ブロックごとに対応を行いますが、連絡調整は本部が行います。

3 ブロック長は自治体からの窓口として役割分担や管理を担います。

4 ブロック長には必要に応じてPHSを貸与します。この場合は実質的な担当者に持っていただいて問題ありません。

5 自治体が望む供給物資をブロック内会員事業所で対応可能かを判断する必要があります。例えば、吸引器や酸素など会員事業所によっては取扱いが無い商品も考えられます。対応できないものは、本部へ相談してください。

6 対価はそれぞれの会員が設定している通常価格を基本とします。レンタルの場合は通常の介護保険レンタル価格とする事で、保険外レンタルから保険レンタルへの移行をスムーズに行えるようにします。また、先般の茨城県の豪雨災害では、災害救助法が適用されたため、避難所において介護保険が適用されました。

7 東北の震災時は車両の通行証の確保に時間がかかりました。災害時はスムーズな通行ができるよう、自治体側でどのような対応が可能なのか確認しておく必要があります。例えば香川県では県警の審査によって事前登録できる仕組みなどが存在します。

8 首都直下型地震の場合は、協会本部が機能しなくなる前提で、東北支部が基幹災害対策本部となります。

9 協定書の内容は自治体側のフォームであっても問題ありません。相互で内容を事前確認することになります。

10 避難所ごとの担当決定
災害時、自治体が設置する福祉避難所に福祉用具を納入します。そのため、予め避難所ごとにブロック会員の担当者を決定しておく必要があります。自治体より避難所リストを入手して作成し、ブロック内で認識共有を図ってください。

4 先方自治体との打合せ

打合せの事前に災害マニュアルを先方担当者に予め読んでおいていただく事で、当日の打合せがスムーズになります。打合せを行うポイントと流れは以下の通りです。

1 避難所担当会員事業所リストの確認。
地図等イメージで示すことをお勧めします。

2 協定締結する物資の確認。

3 災害時の車両通行許可証やガソリン券などの存在、手続き方法などの確認。

4 双方の窓口、連絡先の確認。

5 協定書内容の双方意向確認。

6 締結の方法
①書面郵送取り交わし　②締結式。
- 先方参加者（役職等）確認。その上で協会側も参加者を決定。
- 日程候補日の検討。
- 取り交わし方法の確認。選択肢は下記の通り。①を推奨します。
  ①押印済の協定書を書面取り交わし　②締結式にて押印　③締結式にて署名

7 広報（TV、新聞等）へのPR 確認。

5 協定書内容の双方確認、確定

協会本部において内容を確認させていただきます。

6 協定締結

締結された協定書の控えは協会本部までお送りください。

7 マスコミ対応

1 平時

被災地の被害状況を伝える手段として、マスコミ等から情報発信していただくことはとても大切です。
情報発信に一貫性を持たせるために、なるべく協会組織での対応を心がけましょう。
事前に、ブロック内でのマスコミ対応担当等を取り決めておいてください。

2 災害中

物資供給の妨げにならない程度での、対応を心がけましょう。情報発信に一貫性を持たせるために、なるべく協会本部又はブロック内のマスコミ担当での対応を心がけましょう。
また、要援護者の個人情報やプライバシー、そして心のケアに留意しましょう。

3 災害後

災害後も要援護者の個人情報やプライバシー、そして心のケアに留意しましょう。

資料編

1 対価の取扱いについて

1 対価の決定について

❶販売が想定されるもの

福祉用具等の販売が想定されるものについてはそれぞれの会員が設定している通常価格を基本とします。

❷レンタルが想定されるもの

貸与利用の場合においてはそれぞれの会員が設定している介護保険レンタル価格を基本とします。

❸運搬費用について

実費での取り扱いと致します。

2 対価の請求について

自治体から（上記の手続きと項目で）要請のあった物品や業務については、その実費が支払われます。ただし、状況から相当期間後の精算と考慮ください。

3 その他の要請について

その他の要請（協定未締結自治体・他団体等）についてはブロック長、支部長、基幹災害対策本部の協議の上、対応を決定します。

個人からの要請については、個別に会員企業の対応と致します。対応困難ケースについては前線災害対策本部にご相談下さい。

2 広域災害支援依頼体制

広域災害の場合、下記表の支援体勢で連携を図ります。

■（支部）支援依頼体制

No.	支部	支援依頼支部	
		第一	第二
1	北海道支部	東北支部	北関東支部
2	東北支部	北関東支部	北海道支部
3	北関東支部	東北支部	東京支部
4	東京支部	北関東支部	南関東支部
5	南関東支部	東京支部	東海北陸支部
6	東海北陸支部	近畿支部	南関東支部
7	近畿支部	東海北陸支部	中国支部
8	中国支部	近畿支部	九州沖縄支部
9	四国支部	中国支部	近畿支部
10	九州沖縄支部	中国支部	近畿支部

■（ブロック）支援依頼体制

No.	ブロック	支援依頼ブロック		
		第一	第二	第三
1	北海道	青森県	秋田県	岩手県
2	青森県	岩手県	秋田県	宮城県
3	秋田県	山形県	青森県	岩手県
4	岩手県	宮城県	秋田県	青森県
5	山形県	宮城県	福島県	秋田県
6	宮城県	山形県	福島県	岩手県
7	福島県	宮城県	山形県	栃木県
8	新潟県	福島県	長野県	群馬県
9	茨城県	千葉県	埼玉県	福島県
10	栃木県	埼玉県	群馬県	茨城県
11	群馬県	埼玉県	栃木県	長野県
12	埼玉県	群馬県	茨城県	栃木県
13	千葉県	東京都	埼玉県	茨城県
14	東京都	千葉県	埼玉県	神奈川県
15	山梨県	長野県	静岡県	神奈川県
16	神奈川県	東京都	山梨県	静岡県
17	長野県（北部）	新潟県	群馬県	埼玉県
	長野県（南部）	山梨県	岐阜県	愛知県
18	静岡県	愛知県	山梨県	神奈川県
19	愛知県	静岡県	岐阜県	三重県
20	岐阜県	愛知県	長野県	三重県
21	富山県	石川県	岐阜県	福井県
22	石川県	富山県	福井県	岐阜県
23	福井県	岐阜県	石川県	滋賀県
24	三重県	愛知県	岐阜県	滋賀県
25	滋賀県	京都府	大阪府	岐阜県
26	京都府	大阪府	兵庫県	滋賀県
27	奈良県	大阪府	和歌山県	京都府
28	大阪府	京都府	奈良県	兵庫県
29	和歌山県	大阪府	奈良県	徳島県
30	兵庫県	大阪府	京都府	岡山県
31	岡山県	兵庫県	広島県	香川県
32	広島県	岡山県	山口県	愛媛県
33	鳥取県	岡山県	広島県	島根県
34	島根県	広島県	鳥取県	山口県
35	山口県	広島県	福岡県	島根県
36	香川県	徳島県	兵庫県	岡山県
37	徳島県	香川県	愛媛県	兵庫県
38	高知県	徳島県	愛媛県	香川県
39	愛媛県	香川県	広島県	高知県
40	福岡県	佐賀県	大分県	山口県
41	大分県	福岡県	熊本県	宮崎県
42	佐賀県	福岡県	長崎県	大分県
43	長崎県	佐賀県	熊本県	福岡県
44	熊本県	大分県	福岡県	宮崎県
45	宮崎県	熊本県	鹿児島県	大分県
46	鹿児島県	熊本県	宮崎県	福岡県
47	沖縄県	鹿児島県	福岡県	大分県

3 一般社団法人日本福祉用具供給協会 基幹災害対策本部

東京本部基幹災害対策本部

本部長	小野木理事長	本部長代行	本村事務局長
電話	03-6721-5222（協会事務局）	FAX	03-3434-3414
E-mail	jimukyoku@fukushiyogu.or.jp		
担当部署	日本福祉用具供給協会事務局		
災害時携帯電話	090-8310-9157		

4 首都圏直下型地震発生時における 基幹災害対策本部機能の移転について

首都圏直下型地震が発生し、東京都港区の協会事務局が多大な被害を受けた場合は本部機能が失われます。その際は災害を受けていない地方に基幹災害対策本部を速やかに移転する必要があるため、移転先として東北支部に基幹災害対策本部を置くこととします。尚、対策本部長は理事長とし、本部長代行は東北支部長が選任した者とします。

1 移転先の決定

対策本部長は、東京事務局が被災し業務が出来ないと判断した場合は、速やかに対策本部機能を東北に移転します。また、基幹災害対策本部を移転した時は、速やかに厚生労働省、各支部、各ブロックに基幹災害対策本部移転の連絡を行います。

2 基幹災害対策『東北』本部

本部長	小野木理事長	本部長代行	東北支部 今野支部長
電話	022-344-3222（㈱ジェー・シー・アイ）		
災害時連絡先	090-8310-8707		

5 協定 書標準様式について（協定書標準様式-1）

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

（趣旨）

第1条

○○市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、○○市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条

この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が○○市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（福祉用具等物資供給の協力要請）

第3条

災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。また甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署との連絡調整を行うものとする。

（福祉用具等物資供給の協力実施）

第4条

乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（福祉用具等物資の内容）

第5条

甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は甲乙協議の上、予め別表に定めておくものとする。

２　乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（福祉用具等物資供給の要請手続）

第6条

甲の乙に対する要請手続きは、別紙様式「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）」をもっ

て行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

（引渡し）

第7条

福祉用具等物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

（福祉用具等物資の適合確認）

第8条

福祉用具等物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要援護者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

（福祉用具等物資の運搬）

第9条

福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（車両の通行）

第10条

甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また甲は、乙が燃料・車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力を行うものとする。

（配慮事項）

第11条

甲は、乙に第３条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

（損害の負担）

第12条

本協定に基づく協力の実施にあたり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

（費用）

第13条

第３条及び第９条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。
３　甲は、前2項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

（情報連絡体制の確認）
第14条
甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年4月30日までに同月１日の担当者を文書で報告するものとする。

（平常時の防災活動への協力）
第15条
乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものとする。
（1）甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
（2）その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

（有効期間）
第16条
この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（疑義の決定）
第17条
本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成　　年　　月　　日

甲　○○県○○市○○町1番地
○○市
○○市長　○　○　○　○

乙　東京都港区浜松町2丁目7番15号
一般社団法人　日本福祉用具供給協会
理事長　小野木　孝二

別表（第5条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト、医療関連用品　等

別記様式（第6条関係）

要請NO　　－

福祉用具等物資供給要請書

年　　月　　日

一般社団法人　日本福祉用具供給協会

理事長　　様

○○市長　印

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定第６条に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

1. 緊急に物資供給の必要が生じた理由

2. 供給を必要とする物資の内容

必要とする物資の内容	数量	備考
ベッドセット（マットレス・サイドレール込み）		
自走型車いす　（普通型）		

3. 引き渡し場所

名　　称：

担 当 者：

電話番号：　　（　　）　　携帯番号：　　（　　）

4. 連絡先

名　　称：

担 当 者：

電話番号：　　（　　）　　携帯番号：　　（　　）

以上

6 参考資料① 備蓄や保管・持ち運びに便利な福祉用具のカテゴリリスト（イメージ）

被災後、経過時間や場所により、必要となる用具が異なります。そのサンプルとして、カテゴリリストを下表に示します。このカテゴリリストは災害時、一般的に必要とされる物資を示したものであり、災害時協定において供給できる福祉用具リストとは異なります。
なお、最新版は、http://www.fukushiyogu.or.jp/saigaikyoutei/index.phpに掲載しています。

時間	場所	分類1	分類2	分類3	用具
発災時	避難開始場所	避難行動	身体保護		頭部保護帽
			移動支援	水平移動	車椅子（メンテナンスフリー且保管コンパクト）
					レスキューカー　JINRIKI
				垂直移動	階段昇降　かつぎ道具　　など
	被災現場	救護			2分割ストレッチャー　　など
	指定避難所	避難所	食事		とろみ剤（使い切りタイプ）　非常食
			衣料品		ディスポの下着
			排泄用具		災害用ポータブル　災害用テント
			清潔用品		洗髪機
			福祉用具	移動支援	車椅子　杖　歩行器　靴　スロープ
				他	徘徊感知機（バッテリー式）
			しきり		パーテーション
約3日以降	福祉避難所	福祉避難所	食事		とろみ剤（使い切りタイプ）　非常食
			衣料品		ディスポの下着
			排泄用具		災害用ポータブル　災害用テント
			清潔用品		洗髪機
			福祉用具	移動支援	車椅子　杖　歩行器　靴
					スロープ　2分割ストレッチャー
				寝台	ベッド　マットレス　体位変換器
				てすり	立ち上がり手すり
				他	徘徊感知機（バッテリー式）
			医療機器		吸引器（バッテリー付）　　など

※福祉避難所が開設される前の指定避難所においては、福祉避難所と同等の福祉用具が必要となる場合があります。

7 参考資料② 災害時要援護者避難訓練

災害時に、落ち着いて正しい行動をとるために、避難訓練は欠かせません。当協会で行える避難訓練のサンプルを下記に示します。

協会参加提案❶「福祉用具の供給訓練」

訓練目的

災害時に福祉用具の供給を円滑に行うために、要請から搬入・適合確認・完了報告までの手順を確認します。

所要時間	自治体	協会
90分	【発災】訓練開始 ●要援護者の状態像を想定して下さい。 ●協定に基づき、福祉用具協会前線災害対策本部（ブロック）に「福祉用具等物資供給要請書」をFAXにて送信します。 例） 状態像：要支援2 ～ 5、各1名 要請内容：ベッド3台、車椅子2台	【福祉用具の手配】 ●FAXにて受信いたしました「福祉用具等物資供給要請書」を基に福祉用具等を手配します。 不明点につきまして、災害時用携帯電話（PHS）にて確認を致します。
		【福祉用具の搬入】 ●指定場所（福祉避難所等）へ福祉用具等を搬送します。 ●到着以後、物資の組立・設置を行います。
	【要援護者の配置】 ●想定した要援護者の状態像に対応した利用者を指定場所（福祉避難所等）に配置します。	【福祉用具の適合確認】 ●ご使用される要援護者に対して、福祉用具の適合確認を行います。 ●避難所責任者から供給完了について確認を受けます。
	【福祉用具設置状況の確認】 ●完了報告をFAXにて受信後、指定場所（福祉避難所等）の状況確認を行います。	【福祉用具設置状況の報告】 1．搬入事業所 → ブロック長（TEL） 2．ブロック長 → 自治体（FAX）
		【福祉用具の説明】 ●訓練に参加されている方々に対して福祉用具等の説明を行います。
	【訓練終了】	

協会参加提案❷「疑似体験訓練」

訓練目的

疑似体験により、避難行動要支援者の立場を理解することで、要援護者に対する円滑な支援方法について学びます。

所要時間	自治体（訓練参加者）	協会
【事前準備】	●階段・スロープ等を準備します。 ●高齢者体験装具を装着して歩行体験を行って頂く方（15名程度）を選抜します。 ●高齢者体験装具を装着した方の歩行を支援して頂く方（15名程度）を選抜します。	●高齢者体験装具と杖を準備します。
【体験訓練開始】 60分		●高齢者体験装具の装着方法を説明します。
		●訓練に参加されている方々に対して杖歩行の基本を説明します。 ●希望者に対して高齢者体験装具の装着して頂き歩行体験を行います。
	【体験訓練終了】	

協会参加提案❸「災害用福祉用具の確認と理解」

訓練目的

災害時に必要とされる福祉用具を理解、体験することで安全に避難する方法を学びます。

所要時間	自治体（訓練参加者）	協会
【事前準備】	●階段・スロープ等をご用意して、会場の設営をします。	●災害時に必要とされる福祉用具（担架・車椅子等）を用意します。 ●必要に応じて、製造元に説明員の派遣を依頼します。
【講習会開始】 45分		●訓練に参加されている方々に対して災害時に必要とされる福祉用具の取り扱い方法等を説明します。 ●希望者に対して実際に福祉用具を利用（体験）して頂きます。
	【講習会終了】	

8 参考資料③ ブース出展案

災害時に使用できる用具を広く知っていただくために、訓練と展示会は重要になります。用具を知れば、避難支援～介護までの計画が練りやすくなります。また、避難行動要支援者に避難支援用具を用いれば、互いに体力の消耗を押さえ、迅速に非難することができるようになります。展示スペースごとに提案できるレイアウト例を下記に示します。

❶ 3×3mの場合

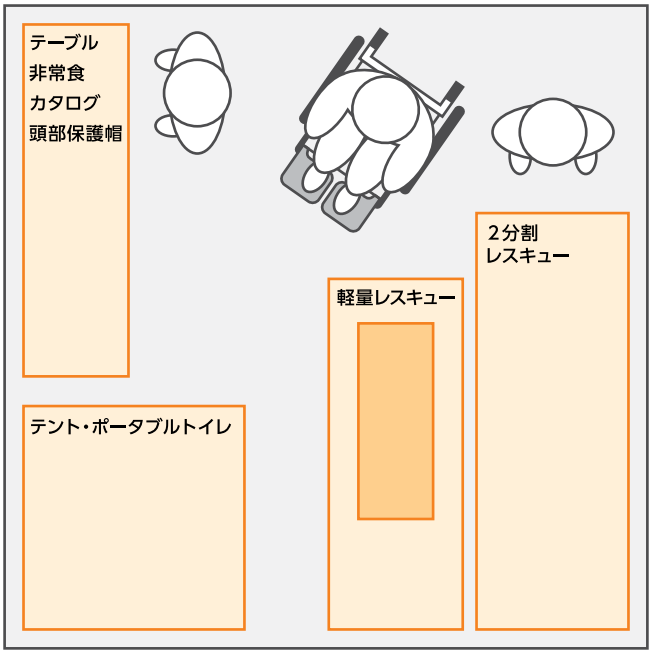

❷ 3×6mの場合

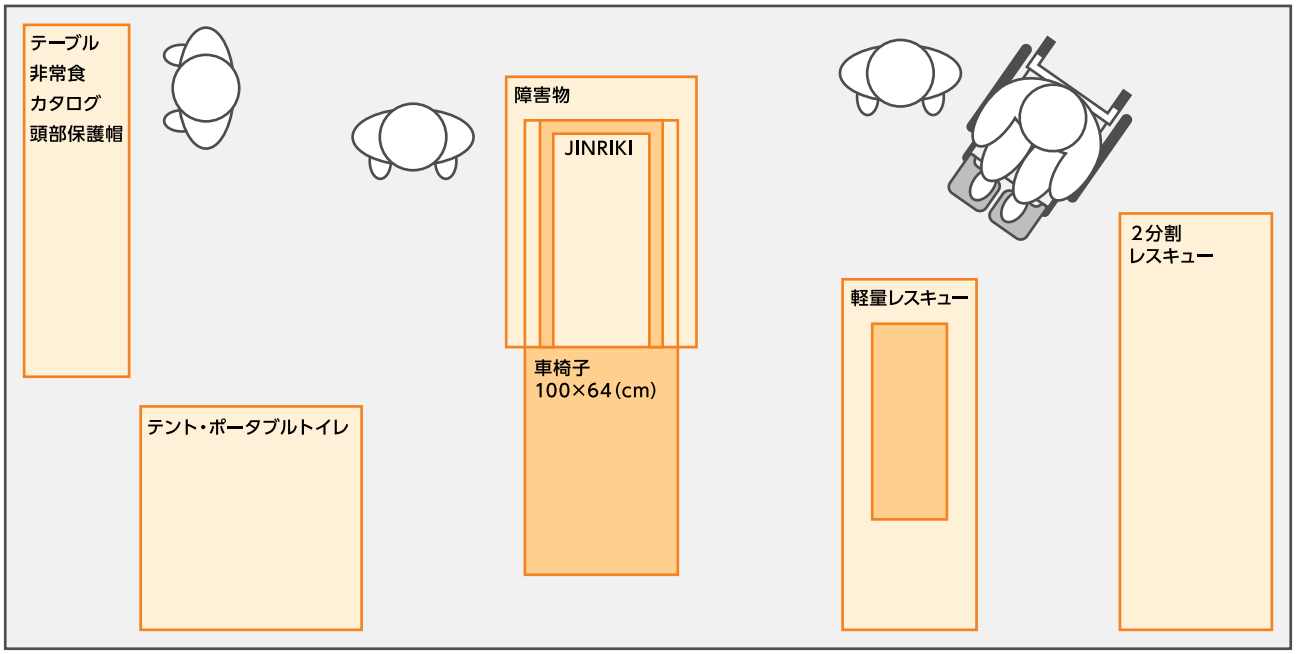

9 参考資料④ 災害発生時の対応フロー

④-1 <会員企業編>

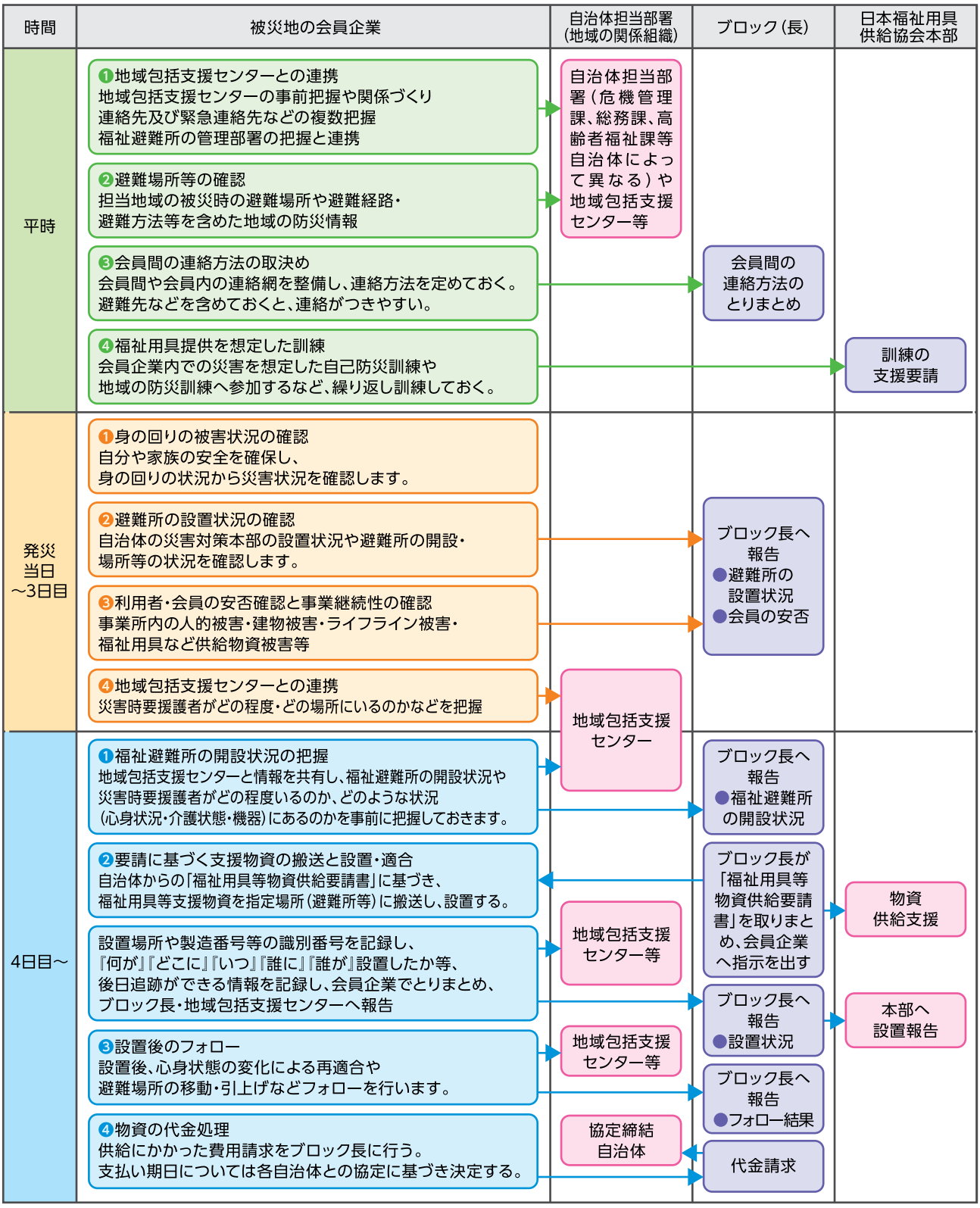

④-2 <ブロック（長）編>

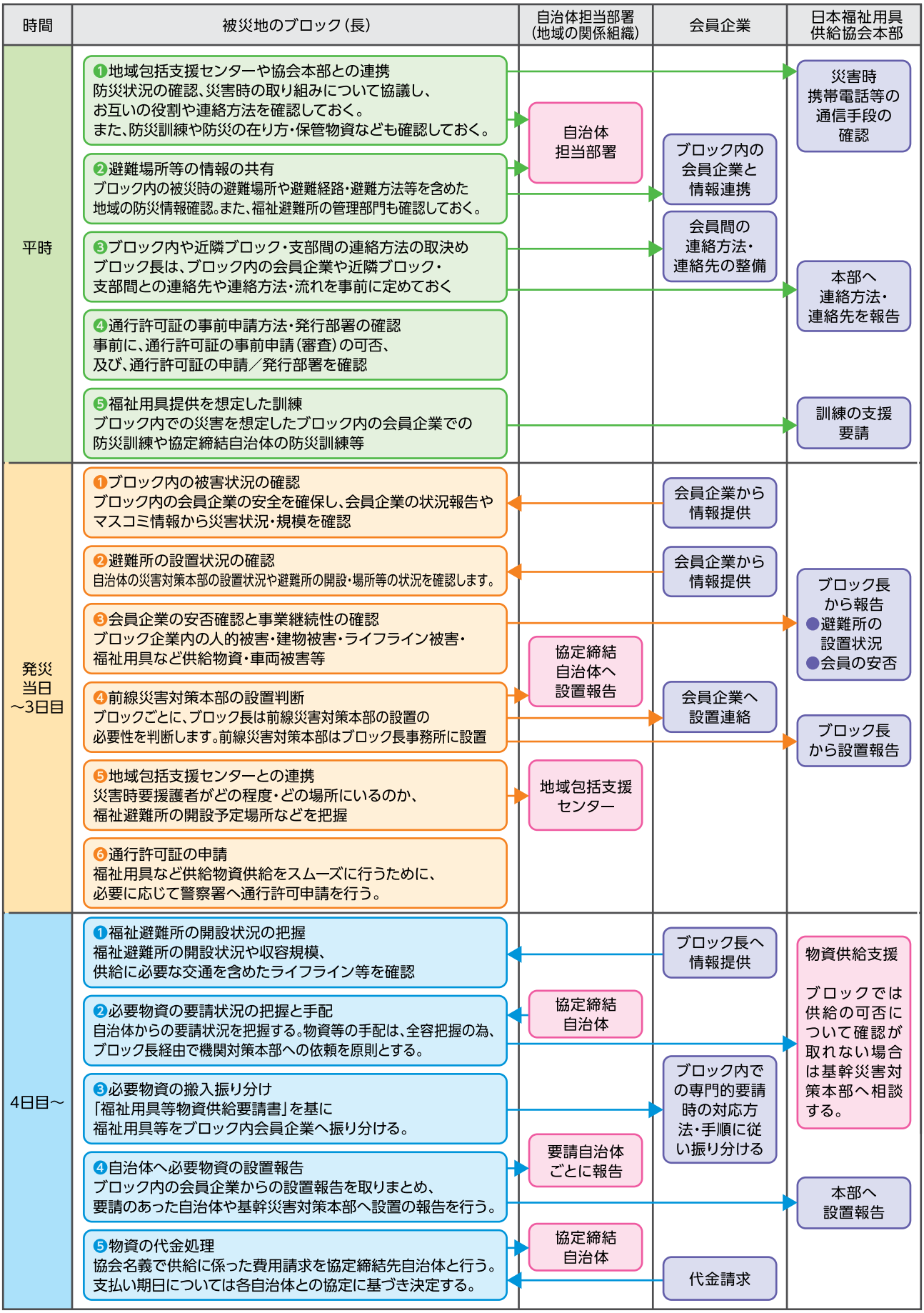
時間
被災地のブロック（長）
自治体担当部署（地域の関係組織）
会員企業
日本福祉用具供給協会本部
平時
❶地域包括支援センターや協会本部との連携
防災状況の確認、災害時の取り組みについて協議し、お互いの役割や連絡方法を確認しておく。
また、防災訓練や防災の在り方・保管物資なども確認しておく。
❷避難場所等の情報の共有
ブロック内の被災時の避難場所や避難経路・避難方法等を含めた地域の防災情報確認。また、福祉避難所の管理部門も確認しておく。
❸ブロック内や近隣ブロック・支部間の連絡方法の取決め
ブロック長は、ブロック内の会員企業や近隣ブロック・支部間との連絡先や連絡方法・流れを事前に定めておく
❹通行許可証の事前申請方法・発行部署の確認
事前に、通行許可証の事前申請（審査）の可否、及び、通行許可証の申請／発行部署を確認
❺福祉用具提供を想定した訓練
ブロック内での災害を想定したブロック内の会員企業での防災訓練や協定締結自治体の防災訓練等
自治体担当部署
ブロック内の会員企業と情報連携
会員間の連絡方法・連絡先の整備
災害時携帯電話等の通信手段の確認
本部へ連絡方法・連絡先を報告
訓練の支援要請
発災当日～3日目
❶ブロック内の被害状況の確認
ブロック内の会員企業の安全を確保し、会員企業の状況報告やマスコミ情報から災害状況・規模を確認
❷避難所の設置状況の確認
自治体の災害対策本部の設置状況や避難所の開設・場所等の状況を確認します。
❸会員企業の安否確認と事業継続性の確認
ブロック企業内の人的被害・建物被害・ライフライン被害・福祉用具など供給物資・車両被害等
❹前線災害対策本部の設置判断
ブロックごとに、ブロック長は前線災害対策本部の設置の必要性を判断します。前線災害対策本部はブロック長事務所に設置
❺地域包括支援センターとの連携
災害時要援護者がどの程度・どの場所にいるのか、福祉避難所の開設予定場所などを把握
❻通行許可証の申請
福祉用具など供給物資供給をスムーズに行うために、必要に応じて警察署へ通行許可申請を行う。
会員企業から情報提供
会員企業から情報提供
協定締結自治体へ設置報告
会員企業へ設置連絡
地域包括支援センター
ブロック長から報告
●避難所の設置状況
●会員の安否
ブロック長から設置報告
4日目～
❶福祉避難所の開設状況の把握
福祉避難所の開設状況や収容規模、供給に必要な交通を含めたライフライン等を確認
❷必要物資の要請状況の把握と手配
自治体からの要請状況を把握する。物資等の手配は、全容把握の為、ブロック長経由で機関対策本部への依頼を原則とする。
❸必要物資の搬入振り分け
「福祉用具等物資供給要請書」を基に福祉用具等をブロック内会員企業へ振り分ける。
❹自治体へ必要物資の設置報告
ブロック内の会員企業からの設置報告を取りまとめ、要請のあった自治体や基幹災害対策本部へ設置の報告を行う。
❺物資の代金処理
協会名義で供給に係った費用請求を協定締結先自治体と行う。
支払い期日については各自治体との協定に基づき決定する。
ブロック長へ情報提供
協定締結自治体
ブロック内での専門的要請時の対応方法・手順に従い振り分ける
要請自治体ごとに報告
協定締結自治体
代金請求
物資供給支援
ブロックでは供給の可否について確認が取れない場合は基幹災害対策本部へ相談する。
本部へ設置報告

④-3 ＜基幹災害対策本部（日本福祉用具供給協会本部又は東北支部）編＞

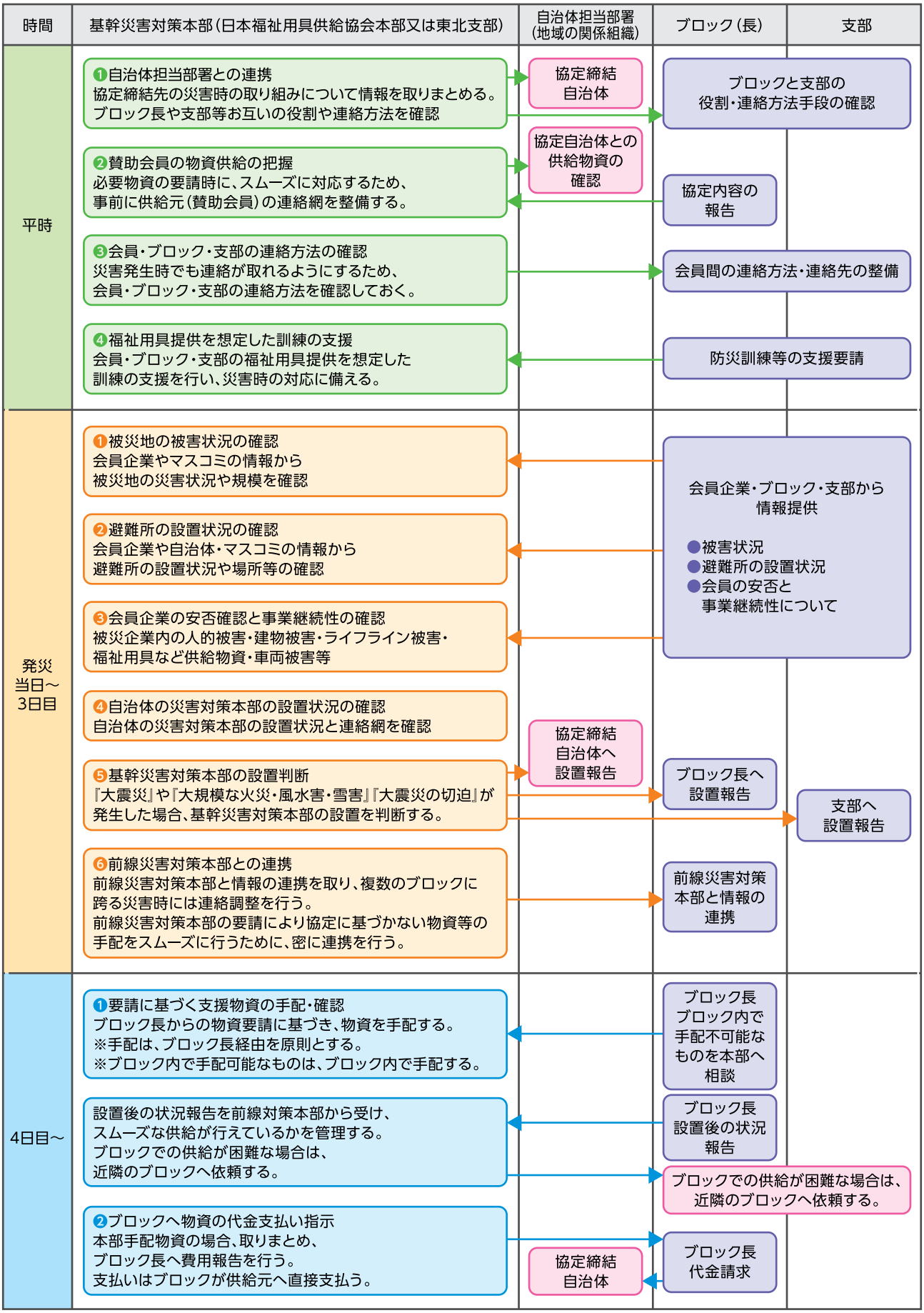

10 参考資料⑤ 災害発生時の対応チェックリスト

⑤-1 <会員企業編>

いつ	チェック	チェック項目	誰が	誰と	何をする	報告先
平時	☐	地域包括支援センターとの連携	会員企業	地域包括支援センター	①地域包括支援センターの事前把握や関係づくり ②連絡先及び緊急連絡先などの複数把握 ③福祉避難所の管理部署の把握と連携	
	☐	避難場所等の確認		地域包括支援センター	担当地域の被災時の避難場所や避難経路・避難方法等を含めた地域の防災情報の確認	
	☐	会員間の連絡方法の取決め		会員企業 会員従業員	会員間や会員内の連絡網を整備し、連絡方法を定めておく。 避難先などを含めておくと、連絡が付きやすい。	ブロック長
	☐	福祉用具提供を想定した訓練		地域包括支援センター 会員企業内	会員企業内での災害を想定した自己防災訓練や地域の防災訓練へ参加するなど、繰り返し訓練しておく。	
発災当日～3日目	☐	身の回りの被害状況の確認		会員従業員	自分や家族の安全を確保し、身の回りの状況から災害状況を確認します。	
	☐	避難所の設置状況の確認		地域包括支援センター マスコミ情報	自治体の災害対策本部の設置状況や避難所の開設・場所等の状況を確認します。	ブロック長
	☐	利用者・会員の安否確認と事業継続性の確認		会員企業	事業所内の人的被害・建物被害・ライフライン被害・福祉用具など供給物資被害等	ブロック長
	☐	地域包括支援センターとの連携		地域包括支援センター	災害時要援護者がどの程度・どの場所にいるのかなどを把握	
4日目～	☐	福祉避難所の開設状況の把握		地域包括支援センター	地域包括支援センターと情報を共有し、福祉避難所の開設状況や災害時要援護者がどの程度いるのか、どのような状況（心身状況・介護状態・機器）にあるのかを事前に把握しておきます。	ブロック長
	☐	要請に基づく支援物資の搬送と設置・適合		ブロック長 地域包括支援センター	自治体からの「福祉用具等物資供給要請書」に基づき、福祉用具等支援物資を指定場所（避難所等）に搬送し、設置する。 ※ブロック長が「福祉用具等物資供給要請書」を取りまとめ、会員企業へ指示を出す。	
	☐	設置情報の記録		会員従業員	設置場所や製造番号等の識別番号を記録し、『何が』『どこに』『いつ』『誰に』『誰が』設置したか等、後日追跡ができる情報を記録し、会員企業でとりまとめ、ブロック長・地域包括支援センターへ報告。	ブロック長 地域包括支援センター
	☐	設置後のフォロー		地域包括支援センター	設置後、心身状態の変化による再適合や避難場所の移動・引上げなどフォローを行います。	ブロック長
	☐	物資の代金処理		ブロック長	供給に係った費用請求をブロック長に行う。支払い期日については各自治体との協定に基づき決定する。	

⑤-2 <ブロック（長）編>

いつ	チェック	チェック項目	誰が	誰と	何をする	報告先
平時	☐	地域包括 支援センターや 協会本部との連携	ブロック長	地域包括 支援センター 協会本部	防災状況の確認、災害時の取り組みについて協議し、お互いの役割や連絡方法を確認しておく。また、防災訓練や防災の在り方・保管物資なども確認しておく。	
	☐	避難場所等の 情報の共有		地域包括 支援センター 会員企業	ブロック内の被災時の避難場所や避難経路・避難方法等を含めた地域の防災情報確認。また、福祉避難所の管理部門も確認しておく。	
	☐	ブロック内や 近隣ブロック・支部間の 連絡方法の取決め。		ブロック内 会員企業	ブロック長は、ブロック内の会員企業や近隣ブロック・支部間との連絡先や連絡方法・流れを事前に定めておく。	協会本部
	☐	通行許可証の 事前申請方法・ 発行部署の確認		警察署	事前に、通行許可証の事前申請（審査）の可否及び、通行許可証の申請／発行部署を確認	
	☐	福祉用具提供を 想定した訓練		地域包括 支援センター 会員企業	ブロック内での災害を想定したブロック内の会員企業での防災訓練や協定締結自治体の防災訓練等	協会本部
発災 当日～ 3日目	☐	ブロック内の 被害状況の確認		地域包括 支援センター マスコミ情報	ブロック内の会員企業の安全を確保し、会員企業の状況報告やマスコミ情報から災害状況・規模を確認	
	☐	避難所の 設置状況の確認		地域包括支援センター マスコミ情報 会員企業	自治体の災害対策本部の設置状況や避難所の開設・場所等の状況を確認します。	協会本部
	☐	会員企業の 安否確認と 事業継続性の確認		会員企業	ブロック企業内の人的被害・建物被害・ライフライン被害・福祉用具など供給物資・車両被害等	協会本部
	☐	前線災害対策本部の 設置判断		独自判断	ブロックごとに、ブロック長は前線災害対策本部の設置の必要性を判断します。前線災害対策本部はブロック長事務所に設置	協会本部
	☐	地域包括 支援センター との連携		地域包括 支援センター 会員企業	災害時要援護者がどの程度・どの場所にいるのか、福祉避難所の開設予定場所などを把握	協会本部
	☐	通行許可証の申請		警察署	福祉用具など供給物資供給をスムーズに行うために、必要に応じて警察署へ通行許可申請を行う。	
4日目～	☐	福祉避難所の 開設状況の把握		地域包括 支援センター 会員企業	福祉避難所の開設状況や収容規模、供給に必要な交通を含めたライフライン等を確認	協会本部
	☐	必要物資の 要請状況の 把握と手配		地域包括 支援センター	自治体からの要請状況を把握する。物資等の手配は、全容把握の為、ブロック長経由で機関対策本部への依頼を原則とする。 ※ブロック長が「福祉用具等物資供給要請書」を取りまとめ、会員企業へ指示を出す	協会本部
	☐	必要物資の 搬入振り分け		会員企業	「福祉用具等物資供給要請書」を基に福祉用具等をブロック内会員企業へ振り分ける。	
	☐	自治体へ必要物資の 設置報告		地域包括 支援センター 協会本部	ブロック内の会員企業からの設置報告を取りまとめ、要請のあった自治体や基幹災害対策本部へ設置の報告を行う。	協会本部
	☐	物資の代金処理		地域包括 支援センター 会員企業	協会名義で供給に係った費用請求を協定締結先自治体と行う。支払い期日については各自治体との協定に基づき決定する。	協会本部

⑤-3 ＜基幹災害対策本部（日本福祉用具供給協会本部又は東北支部）編＞

いつ	チェック	チェック項目	誰が	誰と	何をする	報告先
平時	☐	地域包括 支援センター との連携	基幹災害対策本部	地域包括 支援センター ブロック長 ブロック会員	協定締結先の災害時の取り組みについて情報を取りまとめる。ブロック長や支部等お互いの役割や連絡方法を確認	
	☐	賛助会員の 物資供給の把握		賛助会員	必要物資の要請時に、スムーズに対応するため、事前に供給元（賛助会員）の連絡網を整備する。	ブロック長
	☐	会員・ブロック・支部の 連絡方法の確認		支部長 ブロック長	災害発生時でも連絡が取れるようにするため、会員・ブロック・支部の連絡方法を確認しておく。	支部長 ブロック長
	☐	福祉用具提供を 想定した訓練の支援		ブロック長 ブロック会員	会員・ブロック・支部の福祉用具提供を想定した訓練の支援を行い、災害時の対応に備える。	
発災 当日～ 3日目	☐	被災地の 被害状況の確認		マスコミ ブロック長 ブロック会員	会員企業やマスコミの情報から被災地の災害状況や規模を確認	
	☐	避難所の 設置状況の確認		マスコミ ブロック長 ブロック会員	会員企業や自治体・マスコミの情報から避難所の設置状況や場所等の確認	
	☐	会員企業の安否確認と 事業継続性の確認		ブロック長 ブロック会員	被災企業内の人的被害・建物被害・ライフライン被害・福祉用具など供給物資・車両被害等	
	☐	自治体の 災害対策本部の 設置状況の確認		マスコミ ブロック長 ブロック会員	自治体の災害対策本部の設置状況と連絡網を確認	
	☐	基幹災害対策本部の 設置判断		独自判断	『大震災』や『大規模な火災・風水害・雪害』『大震災の切迫』が発生した場合、基幹災害対策本部の設置を判断する。	自治体 支部長 ブロック長
	☐	前線災害対策本部 との連携		支部長 ブロック長	前線災害対策本部と情報の連携を取り、複数のブロックに跨る災害時には連絡調整を行う。 前線災害対策本部の要請により協定に基づかない物資等の手配をスムーズに行うために、密に連携を行う。	支部長 ブロック長
4日目～	☐	要請に基づく 支援物資の 手配・確認		賛助会員 会員企業	ブロック長からの物資要請に基づき、物資を手配する。 ※手配は、ブロック長経由を原則とする。 ※ブロック内で手配可能なものは、ブロック内で手配する。	ブロック長
	☐	要請に基づく 支援物資の 搬送と設置・適合の 状況確認		ブロック長	設置後の状況報告を前線対策本部から受け、スムーズな供給が行えているかを管理する。ブロックでの供給が困難な場合は、近隣のブロックへ依頼する。	
	☐	ブロックへ物資の 代金支払い指示		賛助会員 ブロック長 会員企業	本部手配物資の場合、取りまとめ、ブロック長へ費用報告を行う。支払いはブロックが供給元へ直接支払う。	

MEMO

一般社団法人 日本福祉用具供給協会

大災害時における福祉用具の地域連携マニュアル

平成29年1月制定

編集・発行 | 一般社団法人 日本福祉用具供給協会
災害対策委員会

〒105-0013 東京都港区浜松町2-7-15 三電舎ビル4階
TEL 03-6721-5222 FAX 03-3434-3414
URL http://www.fukushiyogu.or.jp
E-mail jimukyoku@fukushiyogu.or.jp

この冊子は、全国生活協同組合連合会からの助成金を受けて作成しました。